

## 2021 年度春学期 立教大学緊急給与奨学金 募集要項

この奨学金は、家計が急変し、学費その他の納入金の納入が困難になった学生に経済的援助をすることを目的とする。

### 1 出願資格

本学の正規課程に在籍し、以下の **1～4 いずれかの事由に該当し、かつ、(1)～(4)の条件をすべて満たす真に経済的支援を要する学生**。※標準修業年限超過者、2021 年度春学期休学（予定）者、外国人留学生を除く。

1	主たる家計支持者 <sup>※1</sup> の死亡による家計急変により、学業継続が困難な学生。
2	主たる家計支持者 <sup>※1</sup> の失職（定年退職・自己都合による退職を除く）、倒産、傷病による家計急変 <sup>※2</sup> により学業継続が困難な学生。
3	主たる家計支持者 <sup>※1</sup> の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家計急変 <sup>※2</sup> により、学業継続が困難な学生。
4	主たる家計支持者 <sup>※1</sup> の自宅住居（借家含む）が、火災・自然災害により <b>全壊(焼)</b> または <b>半壊(焼)</b> し、学業継続が困難な学生。

※1 主たる家計支持者とは：父母のうち家計急変前の収入が多い方（父母がいない場合は父母に代わり家計を支えている方）を指す。大学院学生で学生本人または配偶者が定職に就いている場合は、学生本人または配偶者のうち家計急変前の収入が多い方を指す。

※2 家計急変とは：事由発生により、主たる家計支持者の収入および所得（見込み）が事由発生前と比しておおよそ半減以下になることを目安とします。

- 2020 年 6 月 1 日から 2021 年 5 月 31 日までの期間に上記事由に該当し、学業継続の意思があるが学費その他の納入金の納入が困難となった学生。ただし、2020 年 12 月 31 日までに生じた上記事由により 2020 年度緊急給与奨学金（臨時募集含む）に出願し、採用された学生を除く。
- 本年度、被災地（災害救助法適用地域）に係る入学者に対する入学金返還および学費減免を受けていない学生。ただし、入学金返還および学費減免受給者についても、出願事由が異なる場合は出願を認める。
- 出願時点においてすべての家計支持者の収入および所得（見込）の合計が下記の家計基準を満たす学生。

家計基準	
給与・年金収入	事業その他所得
年額 800 万円未満	年額 350 万円未満

※マイナスの所得は「0 円」として扱う。

※複数の形態の収入（所得）がある場合はそれぞれが基準内であることを前提とし、総合的に家計判定を行います。

※家計判定に関する事前確認は一切受け付けません。

- 2020 年度秋学期までの成績証明書における評価の表示が S・A・B・C・合（学校・社会教育講座科目を除く）・認となった科目の合計単位数<sup>※1</sup>が下記の基準を満たす学生。

学部	学年	在学学期	成績基準
	1 年次生	1 学期	特になし
2 学期		標準修得単位数 <sup>※2</sup> を満たしていること。	
2 年次生以上	3 学期以上	標準修得単位数 <sup>※2</sup> を満たしていること。	
大学院	標準修業年限内で修了の見込みがあること		

※1 表示が F（不合格）・H（不合格）となった科目は対象外とする。

※2 標準修得単位数：卒業要件単位数+8×2020 年度秋学期までに在学した学期数

注意：ここで指す学部〇年次生とは成績基準における実質的な年次です。

春学期、秋学期をそれぞれ 1 学期として数え、在学した学期数により年次を判断します。

休学した学期のある学生は、自分が何年次に相当するのか注意してください。

## 2 出願書類

※事実関係を明らかにするために追加で書類の提出を求める場合があります。また、電話で家庭事情を詳しくくわがうことがありますので、大学からの着信（03-3985-XXXX）にお気をつけください。

※出願書類に不備・不足がある場合は、選考の対象となりませんのでご注意ください。

### (1) 願書（本学所定の用紙）

※黒ボールペンで記入してください（消せるボールペン使用不可）。

※訂正は二重線を引き、余白に正しく記入してください（修正液・修正テープ使用不可）。

※家計急変が新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものである場合は、「家計急変事由の申告、緊急給与奨学金の受給を希望する理由」に新型コロナウイルス感染症の影響による旨とどのような影響があったかを詳細に記入してください。

### (2) 出願資格を証明する書類

詳細は「9 出願書類の詳細について」を参照し準備してください。

### (3) 収入状況を証明する所得関係書類

詳細は「9 出願書類の詳細について」を参照し準備してください。

### (4) 2020 年度秋学期までの修得単位が記載された「成績および単位集計情報」（成績参照システムから出力のこと）または「成績証明書」

※2021 年度春学期時点で在学学期 1 学期目の学生、大学院博士課程後期課程在籍者は不要。

### (5) 推薦所見（大学院生のみ。本学所定の用紙）

※本学専任教員に、あらかじめ被推薦者情報を入力したファイルを提供し、推薦所見の入力を依頼してください。

※推薦所見は、本学専任教員から学生部学生課奨学金担当宛（koseika@rikkyo.ac.jp）に Email 添付で送信するように依頼してください。その際、必ず提出期限も伝えてください。

### (6) 振込口座確認書（「新規登録」、「登録口座変更」の場合のみ提出）

※大学に対して本人名義の口座を登録していない学生や登録口座を変更する学生は、振込口座確認書と通帳の「金融機関名」「支店名」「口座番号」「口座名義」が明記されたページのコピーを提出してください（通帳レス口座の場合、キャッシュカードのコピーや WEB 通帳の画面を出力したもので可）。

## 3 支給金額

年額 30 万円（給与奨学金）

## 4 採用予定人数

数十名程度（提出された書類を基に審査の上、採用者を決定します。）

## 5 出願締切

2021 年 6 月 11 日（金）窓口開室時間内 郵送の場合は 2021 年 6 月 11 日（金）締切日消印有効。

### <提出窓口>

池袋キャンパス 5 号館 1 階 学生部学生課奨学金窓口

新座キャンパス 7 号館 2 階 学生部学生課奨学金窓口

※新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口開室時間が変更となる場合があります。窓口開室時間の変更等については、SPIRIT 奨学金ページに掲載します。

### <郵送提出>

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1 立教大学学生部学生課 緊急給与奨学金担当 宛

※簡易書留等記録が残る送付方法で上記の送付先に送付してください。

## 6 採否について

2021 年 7 月 16 日（金）に願書で指定された本人住所宛に普通郵便で発送します。

## 7 支給日

2021 年 7 月 30 日（金） 予定

## 8 その他

出願内容に虚偽が発覚した場合または大学による懲戒を受けた場合は、採用を取り消し、奨学金の返還を求める場合があります。なお、本奨学金の採用は1年度1回に限ります。

## 9 出願書類の詳細について※個人番号（マイナンバー）の記載のないものを提出してください。

### <出願書類（2）出願資格を証明する書類について>

事由	提出書類（すべてコピーでの提出可）
死亡の場合	死亡診断書、埋葬許可証など
失職・退職の場合	雇用保険被保険者離職票（1と2）、雇用保険受給資格者証（1と2）、退職証明書、解雇通知等の離職年月日と自己都合でない失業の事実（「倒産」「解雇」等）が判断できるもの
倒産の場合	廃業証明書（廃業届の写し）、取締役会議事録など
傷病の場合	休職証明書（勤務先所定の用紙がない場合は本学所定の用紙）、医師の診断書、長期療養費計算書（継続的に医療費を支払っている場合提出。本学所定の用紙）
新型コロナウイルス感染症の場合	出願資格を証明する書類は不要 ※願書「家計急変事由の申告、緊急給与奨学金の受給を希望する理由」に新型コロナウイルス感染症の影響による旨と、どのような影響があったかを詳細に記入すること。 ※後日、事実関係を証明する書類の提出を求めています。
全壊(焼)・半壊(焼)の場合	罹災証明書 ※自宅住居そのものの修繕費用（駐車場、門など外構を除く）が生じた場合はその領収書および「どこの何を修繕したか」を記載した事情書を提出すること。

### <出願書類（3）収入状況を証明する所得関係書類について>

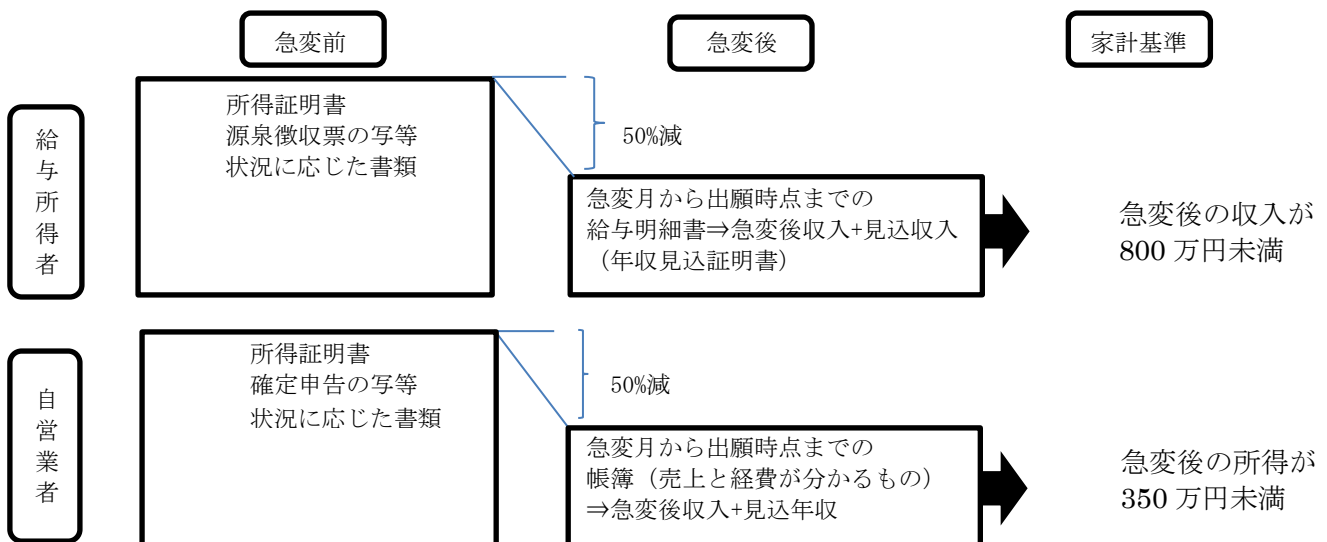
提出対象者	
学部生	<b>父母両方</b> 父母がいない場合は父母に代わり家計を支えている方。
大学院生	<b>本人または配偶者が定職に就いている場合は本人および配偶者。</b> 本人または配偶者が定職に就いていない場合は、父母両方。

下記①および②の書類を提出してください。

①家計急変前の年収証明書類 ※上記「提出対象者」全員分の書類が必要	<b>必ず提出</b>	令和3年度（令和2年分）所得証明書（市区町村役場発行） ※原本を提出すること。 ※2020年中の収入が記載されたもの。 ※死亡、離別の当事者分も提出必要。 ※パート、アルバイト、無職であっても提出が必要。
	<b>どちらか提出</b>	(あ) <u>給与所得者：令和2年分源泉徴収票</u> ※やむをえず下記書類が提出できない場合は勤務先発行の年収証明書を提出すること。 ・2020年1月以降に転職・就職した方→転職・就職後の源泉徴収票を提出 ・2021年1月以降に転職・就職した方、源泉徴収票が発行されない方→家計急変前の給与明細を可能な限り3カ月分以上提出 ・複数の会社に勤務している方→各会社の源泉徴収票もしくは令和2年分確定申告書（第一表、第二表）のコピーを提出  (い) <u>自営業者：令和2年分確定申告書（第一表・第二表）</u> ・2021年1月以降に開業した方→家計急変前直近の帳簿等を可能な限り3カ月分以上提出 ※確定申告書は、税務署の受付印があるものを提出すること。電子申告の場合は受付日時・受付番号が記載されているものを提出すること。 ※(あ)(い)ともにコピー可 ※無職の場合は、(あ)(い)ともに不要。

<p>②家計急変後の年収（見込）証明書類</p> <p>※出願資格事由4（主たる家計支持者の自宅住居（借家含む）が、火災・自然災害により全壊（焼）または半壊（焼）し、学業継続が困難な学生）に該当する場合は提出不要。</p>	<p><b>家計急変後の年収（見込）を証明するもの ※すべてコピー可</b></p> <p>（家計急変後の年収証明書類例）</p> <p>【死亡の場合】遺族年金の受給額がわかるもの</p> <p>【失職の場合】雇用保険受給金額のわかるもの ※失職後、再就職した方や新たに開業した方は、再就職または開業後の収入（所得）に関する証明書（給与明細、年収見込証明書、帳簿等）も提出すること</p> <p>【傷病の場合】休職手当額がわかるもの（すべての受給月数分提出すること） 傷病手当額がわかるもの（すべての受給月数分提出すること） ※上記手当と同時に給与を受け取る場合は、給与明細も提出すること（本学所定の休職証明書で、家計急変後の全ての収入が証明できる場合は不要）</p> <p>【コロナの場合】主たる家計支持者の家計急変後の年収（見込）を証明するものを提出すること</p> <p>（あ）給与所得が減少した方 家計急変月から出願時点までの毎月の給与明細または勤務先発行の年収見込証明書</p> <p>（い）給与以外の所得が減少した方 家計急変月から出願時点までの毎月の所得額（売上一経費）が確認できる帳簿等（主たる家計支持者の氏名、社名等記載があるもの）</p> <p>※家計急変前と状況に変更がない方は不要 ※死亡当事者分については不要</p>
---	---

<主たる家計支持者の家計判定のイメージ（傷病・コロナの場合）>



※複数形態の収入がある場合は状況を総合的に勘案し、判定を行います。

学生課奨学金担当 03-3985-2443